

学 位 規 程

関西外国語大学短期大学部学位規程

(趣旨)

第 1 条 関西外国語大学短期大学部(以下「本学」という)学則第 47 条第 2 項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し必要な事項は、本規程に定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。学位を授与するにあたっては、専攻分野を付記するものとする。

学科名	学位(専攻分野)
英米語学科	短期大学士(英語学)

第 3 条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第 4 条 短期大学士の学位は、本学学則第 16 条に規定する期間在学し、同学則第 7 条に規定する卒業要件を修得して卒業した者に授与する。

(学位記の様式)

第 5 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に指示する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

1. この学位規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学位規程は、平成 27 年 4 月入学者から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

別表1 短期大学部を卒業した場合

第○○○○○○号	学位記
氏名	関西外国語 大学短期大 学部印
年月日生	
右は本学英米語学科において 所定の課程を修め卒業したの で短期大学士(英語学)の学位 を授与する	
(和暦)○○○年○○月○○日	
関西外国語大学短期大学部 学長○○○○	学長印